

久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則  
久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成22年久喜市規則第  
35号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第1号中「1箇月」を「1か月」に改める。

第5条の4第1項中「6箇月」を「6か月」に、「1箇月」を「1か月」に改  
める。

第5条の9中「条例第15条第1項に規定する要介護者」の次に「（以下「要  
介護者」という。）」を加える。

第5条の12第1項第1号ア（ア）中「1箇月」を「1か月」に改め、同項第  
2号ア中「1箇月」を「1か月」に改め、同号ウ中「1箇月ごとに」を「1か月  
ごとに」に、「1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月」を「1か月、2か  
月、3か月、4か月及び5か月」に、「1箇月当たり」を「1か月当たり」に改  
め、同号エ中「1箇月」を「1か月」に、「6箇月」を「6か月」に改め、同条  
第3項中「6箇月」を「6か月」に改める。

第11条の3第1項中「第23条第2項第5号」を「第23条第1項第18  
号」に改める。

第22条第1項各号を次のように改める。

（1） この項の規定により年次有給休暇が認められている職員以外の職員  
（第4号に規定する特定職員を除く。次号において同じ。）であって、6か  
月以上の任期を定めて採用されたもの又は6か月以上の期間を定めて任期を  
更新されたものである場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定  
める日数

ア 次の（ア）から（ウ）までに掲げる職員 6か月以上の任期を定めて採  
用された日又は6か月以上の期間を定めて任期を更新された日（以下この  
項において「特定日」という。）以後の1年間において10日

（ア） 1週間の勤務日が5日以上とされている職員

(イ) 1週間の勤務日が4日以下とされている職員で、1週間の勤務時間が29時間以上であるもの

(ウ) 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で、1年間の勤務日が217日以上であるもの

イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる職員 特定日以後の1年間において、次の(ア)に掲げる職員にあつては別表第2の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、次の(イ)に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

(ア) 1週間の勤務日が4日以下とされている職員(1週間の勤務時間が29時間以上である職員を除く。)

(イ) 週以外の期間によって勤務日が定められている職員で、1年間の勤務日が48日以上216日以下であるもの

(2) この項の規定により年次有給休暇が認められている職員以外の職員であつて、前号に掲げる場合以外の場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 前号ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員のうち、継続勤務を開始した日から6か月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの 次の1年間において10日

イ 前号イ(ア)又は(イ)に掲げる職員のうち、継続勤務を開始した日から6か月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤したもの 次の1年間において、同号イ(ア)に掲げる職員にあつては別表第2の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同号イ(イ)に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める日数

(3) 第1号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が認められた職員(この

号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が認められた職員を含む。) である  
場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 第1号ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員で、特定日(同号に掲げる  
場合に該当することとなった日に限る。以下この号において同じ。)から  
1年以上継続勤務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の  
8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間において、10日に、別表第  
3の上欄に掲げる特定日から起算した継続勤務年数の区分に応じ同表の下  
欄に掲げる日数を加算した日数

イ 第1号イ(ア)又は(イ)に掲げる職員で、特定日から1年以上継続勤  
務し、特定日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤し  
たもの それぞれ次の1年間において、同号イ(ア)に掲げる職員にあつ  
ては別表第4の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同号イ  
(イ)に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数  
の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる特定日から起算した継続勤務  
期間の区分ごとに定める日数

(4) 第2号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が認められた職員(この  
号に掲げる場合に該当して年次有給休暇が認められた職員を含む。)又は特  
定職員(継続勤務を開始した日から6か月を超えて継続勤務している職員で  
あって、同日以後において年次有給休暇が認められていないものをいう。)  
である場合 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める日数

ア 第1号ア(ア)から(ウ)までに掲げる職員で、継続勤務を開始した日  
から1年6か月以上継続勤務し、継続勤務期間が6か月を超えることとな  
る日(以下この号において「6月経過日」という。)から起算してそれぞ  
れの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの それぞれ次の1年間にお  
いて、10日に、別表第3の上欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤  
務年数の区分に応じ同表の下欄に掲げる日数を加算した日数

イ 第1号イ（ア）又は（イ）に掲げる職員で、継続勤務を開始した日から1年6か月以上継続勤務し、6月経過日から起算してそれぞれの1年間の全勤務日の8割以上出勤したもの。それぞれ次の1年間において、同号イ（ア）に掲げる職員にあつては別表第4の上欄に掲げる1週間の勤務日の日数の区分に応じ、同号イ（イ）に掲げる職員にあつては同表の中欄に掲げる1年間の勤務日の日数の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる6月経過日から起算した継続勤務期間の区分ごとに定める日数

第22条に次の1項を加える。

6 第1項第4号に該当する場合において、別表第3又は別表第4の規定を適用するときは、別表第3及び別表第4の規定中「特定日」とあるのは「6月経過日」と読み替えるものとする。

第23条第1項第1号中「6箇月」を「6か月」に、「別表第4」を「別表第5」に改め、同項第4号中「及び第13号並びに次項第5号及び第6号」を「第13号、第18号及び第19号」に改め、同項第6号中「6箇月（1箇月）」を「6か月（1か月）」に、「7箇月から9箇月まで」を「7か月から9か月まで」に、「10箇月」を「10か月」に改め、同項第16号中「6箇月」を「6か月」に、「3箇月」を「3か月」に、「別表第5」を「別表第6」に改め、同項に次の4号を加える。

（17） 条例第14条第2項第8号に掲げる場合 1日2回それぞれ30分間（男性の会計年度任用職員にあつては、その子の当該会計年度任用職員以外の親が当該会計年度任用職員がこの号の休暇を使用しようとする日におけるこの号の休暇（これに相当する休暇を含む。）を承認され、又は労働基準法第67条の規定により同日における育児時間を請求した場合は、1日2回それぞれ30分から当該承認又は請求に係る各回ごとの期間を差し引いた期間を超えない期間）

（18） 対象児童を養育する会計年度任用職員が、次に掲げる場合において、

勤務しないことが相当であると認められるとき 一の年度において5日（その養育する対象児童が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

ア 対象児童の看護（負傷し、又は疾病にかかった子の世話をを行うことをいう。）を行う場合

イ 対象児童の疾病の予防を図るために必要なものとして第11条の3第1項に規定する世話をを行う場合

ウ 学校保健安全法第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして第11条の3第2項に規定する事由により対象児童の世話をを行う場合

エ 対象児童の教育又は保育に係る行事のうち第11条の3第3項に規定するものに参加する場合

(19) 要介護者の介護その他の第11条の4に規定する世話をを行う会計年度任用職員が、当該世話をを行うため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度において5日（要介護者が2人以上の場合にあっては、10日）の範囲内の期間

(20) 条例第14条第2項第21号に掲げる場合 その都度必要と認める期間

第23条第2項中第3号を削り、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 通勤上の負傷又は疾病の場合 その療養に必要な期間

第23条第2項第5号から第7号までを削り、同条第3項中「及び第13号並びに前項第5号及び第6号」を「、第13号、第18号及び第19号」に改める。

第24条第1項中「6箇月」を「6か月」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条の3関係）

在職期間	日数
------	----

1か月に達するまでの期間	2日
1か月を超え2か月に達するまでの期間	3日
2か月を超え3か月に達するまでの期間	5日
3か月を超え4か月に達するまでの期間	7日
4か月を超え5か月に達するまでの期間	8日
5か月を超え6か月に達するまでの期間	10日
6か月を超え7か月に達するまでの期間	12日
7か月を超え8か月に達するまでの期間	13日
8か月を超え9か月に達するまでの期間	15日
9か月を超え10か月に達するまでの期間	17日
10か月を超え11か月に達するまでの期間	18日
11か月を超え1年未満の期間	20日

別表第3を削る。

別表第2中「6箇月経過日」を「特定日」に改め、同表を別表第3とし、別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第22条関係）

1週間の勤務 日の日数	4日	3日	2日	1日
1年間の勤務 日の日数	169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
日数	7日	5日	3日	1日

別表第5を別表第6とし、別表第4を別表第5とし、同表の前に次の1表を加える。

別表第4（第22条関係）

1週間の勤務日の日数	4日	3日	2日	1日
------------	----	----	----	----

1年間の勤務日の日数		169日から 216日まで	121日から 168日まで	73日から 120日まで	48日から 72日まで
特定日から 起算した継 続勤務期間	1年	8日	6日	4日	2日
	2年	9日	6日	4日	2日
	3年	10日	8日	5日	2日
	4年	12日	9日	6日	3日
	5年	13日	10日	6日	3日
	6年以上	15日	11日	7日	3日

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和7年9月30日以前から継続勤務している会計年度任用職員の年次有給休暇については、なお従前の例による。

(令和7年10月1日から令和8年3月31日までに6か月以上の任期を定めて採用された会計年度任用職員等の年次有給休暇に係る特例)

- 3 令和7年10月1日から令和8年3月31日までに6か月以上の任期を定めて採用された会計年度任用職員又は6か月以上の期間を定めて任期を更新された会計年度任用職員（前項に規定する会計年度任用職員を除く。）に対するこの規則による改正後の久喜市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第22条の規定の適用については、同条第1項第1号ア中「6か月以上の任期を定めて採用された日又は6か月以上の期間を定めて任期を更新された日」とあるのは、「令和8年4月1日」とする。